

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が公布 (2024年1月25日 発表)

●改正の概要

(1) 水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)の改正

地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準の変更(六価クロム化合物)

○六価クロム化合物(2024年4月1日施行)

改正前

0.05mg/L



改正後

0.02mg/L

(2) 排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の改正

排水基準の変更(六価クロム化合物、大腸菌群数)

○六価クロム化合物(2024年4月1日施行)

改正前

0.5 mg/L



改正後(経過措置あり)

0.2 mg/L

※電気めっき業については暫定排水基準0.5mg/Lを3年間適用

○大腸菌数(2025年4月1日施行)

改正前

大腸菌群数 3000 個/cm³



改正後

大腸菌数 800 CFU/mL

詳細は環境省HP(2024年1月25日 発表)

https://www.env.go.jp/press/press_02672.html

株式会社サンコー分析センター

静岡県浜松市中央区下江町604-1

TEL053-426-0731 FAX053-425-0464

URL:<http://www.sankobunseki.co.jp>

E-mail:info@sankobunseki.co.jp